

誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例の改正議案について

前回の障がい福祉部会において提示した改正案について、議案を作成する過程で法務所管部署等と調整した結果、下記のとおり変更が生じたので報告します。

なお、本議案は3月の市議会に上程予定であり、議決されれば令和6年4月1日から施行されます。

【第2回部会案】

改正後	改正前
(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。	(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければならない。

【最終案】

改正後	改正前
(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 【略】 3 <u>事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。この場合において、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取るよう努めなければならない。</u>	(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 【略】 【加える】

※第2項は改正せず、事業者にはこれまでどおり“社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取り”、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努力義務を課します。

第3項を加えることで、合理的配慮の提供の義務化について定めつつ、義務を果たす上でも、“社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取る”ことを努力義務化しているため、法律よりも一歩先を行く条例案となっています。